

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 12 年 12 月 1 日規則第 128 号)抜粋

第6章 環境負荷低減行動計画の策定等

(環境負荷低減行動計画の策定を要する指定事業所)

第 63 条 条例第 73 条第 1 項に規定する規則で定める指定事業所は、第 25 条第 1 項各号に掲げる指定事業所とする。

(環境負荷低減行動計画)

第 64 条 条例第 73 条第 1 項に規定する環境負荷低減行動計画は、次に掲げる事項のうち、指定事業所の事業内容、形態等に応じ、該当する事項について、その事業活動に係る原材料の調達から廃棄までの各段階における環境への負荷を低減するための行動計画を定めるものとする。

- (1) 指定事業所から排出される大気汚染物質(排煙指定物質を除く。以下この章において同じ。)の排出の抑制に係る事項
 - (2) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質(特定有害物質を除く。以下この章において同じ。)の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目(第 44 条に規定する項目及び水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)第 3 条第 1 項第 12 号に規定する窒素又は燐の含有量をいう。以下この章において同じ。)の改善に係る事項
 - (3) 化学物質(排煙指定物質及び特定有害物質に限る。以下この章において同じ。)の適正管理に係る事項
 - (4) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項
 - (5) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項
 - (6) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項
 - (7) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項
 - (8) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項
 - (9) 指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項
- 2 前項の環境負荷低減行動計画は、指定事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況、おおむね 5 年間の行動目標等を明らかにしたものとし、5 年ごとにその内容を見直すものとする。

(環境負荷低減行動計画書の提出)

第 65 条 条例第 73 条第 2 項に規定する規則で定める指定事業所は、次に掲げる指定事業所とする。ただし、第 36 条の規定により環境負荷低減行動計画書の提出に係る手続が免除されている指定事業所を除く。

- (1) 年間使用熱量が 84,000,000,000 キロジュール以上である指定事業所又は別表第 1 の 51 の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が 1 時間当たり 5,000 キログラム以上のものを設置する指定事業所

(2) 指定事業所の1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上である指定事業所

2 条例第73条第2項又は第3項の規定により作成する書面は、環境負荷低減行動計画書(第26号様式)とする。

3 条例第73条第2項の規定による提出は、指定事業所の事業を開始した日から起算して60日以内に行うものとする。

(公表)

第66条 条例第77条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を取りまとめたものとする。

(1) 前条第1項各号に規定する指定事業所(以下「環境負荷低減行動事業所」という。)の数、環境行動事業所として認定を受け環境への負荷の低減に取り組んでいる指定事業所の数及び環境負荷低減行動計画書を提出した指定事業所の数

(2) 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の状況

(3) 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況

2 条例第77条の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。